

鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。